

教育委員会 9 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 9 月定例会
開催日 令和 2 年 9 月 28 日（月）午後 4 時 00 分～午後 4 時 39 分
開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室
出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理人、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長、川原教育政策総務課長、中村学務課長、山口教育指導課長、山口文化スポーツ室課長、良中央図書館課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、坂口（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 9 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、玉井委員をお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 5 件、議決事項が 4 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について、確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、別冊資料といたしまして、議案第 28 号「令和元年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検評価の結果について」の 2 点でございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第 29 号に関する資料を配付しております。当資料につきましては、個人情報も含まれた資料でございますので、会議終了後、机上に置いてお帰りください。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ「8 月・9 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

8月・9月の一般事務報告をいたします。

まず、8月31日から9月18日まで開催されました令和2年9月市議会定例会でございますが、9月2日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、9月4日に予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。また、9月9日から11日まで一般質問が行われ、9月16日に文教生活常任委員会協議会が開催されました。

なお、8月の教育委員会定例会において承認いただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、9月市議会定例会におきまして可決されましたことを併せて御報告いたします。

次に、本日9月28日に教育委員懇話会及び教育委員会9月定例会を開催いたしております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

8月11日から9月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で5件ございました。そのうち新規の後援は2件でございます。

1件目は、子供たちが働くこと、お金の大切さなどについて学ぶセミナーでございます。

2件目は、子供たちが夢や希望を題材とした写真を組み合わせ、モザイクアートを作成する事業でございます。

その他、継続の後援が3件ございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、谷口次長。

○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

一般事務報告をさせていただきます。

8月26日に令和2年度第3回社会教育委員会議を市立エスポール集会室において、社会教育部所管事業について、その他の案件で開催いたしました。また、9月17日に同じく第4回社会教育委員会議を議会棟5階第2委員会室において、社会教育部所管事業について、その他の案件で開催いたしました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

9月25日に中学校体育大会を予定しておりましたが、雨天のため順延となっております。なお、予備日として本日が3校、明日が8校、明後日が1校ということで、3日間にかけて行われることとなっております。

小学校につきましても、10月2日から順次開催となっておりますので、合わせて御報告させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、「9月、10月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

9月・10月の行事計画を報告いたします。

まず、10月6日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、10月13日に予算決算常任委員会（後期全体会）が開催される予定でございます。

次に、10月19日に教育委員懇話会、10月26日に教育委員会10月定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、良課長。

○良中央図書館課長

10月の行事計画を報告いたします。

10月1日、図書配送事業を開始いたします。内容は市内の本局1か所、特定郵便局26か所の計27か所の郵便局と、4シティステーションの計31か所で図書配送事業サービスを実施いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告についての御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「9月・10月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次、3ページでございます。

報告第29号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第29号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、4ページを御覧ください。

本職員は小学校に勤務している施設給食課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和2年9月27日から令和3年4月26日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第29号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次、5ページでございます。

報告第30号「令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第30号、令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは6ページを御覧ください。

異動関係でございます。教育委員会では、8月30日発令で1名の異動がございました。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第30号「令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、7ページでございます。

報告第31号「令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第31号、令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、8ページを御覧ください。

異動関係でございます。教育委員会では9月3日発令で2名の異動がございました。以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第31号「令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、9ページでございます。

報告第32号「令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第32号、令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、10ページを御覧ください。

異動関係でございます。教育委員会では10月1日発令で1名の異動がございました。
以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第32号「令和2年度寝屋川市教育委員会事務局人事
について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、11ページでございます。

報告第33号「留守家庭児童会保育料の特例（池田小学校）について」を議題といた
します。

はい、倉崎次長。

○倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長

ただ今御上程いただきました報告第33号、留守家庭児童会保育料の特例（池田小学
校）について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条
の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承
認を求めるものでございます。

内容につきましては、12ページを御覧ください。

池田小学校留守家庭児童会児童支援員が、新型コロナウイルス感染症に感染したた
め、寝屋川市新型コロナウイルス対策に関する対処方針に基づき、当該留守家庭児童
会を2週間完全休会といたしました。

このことを受け、「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守
家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例として当該留守家庭児童会8月
の保育料を月額半額といたしました。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第33号「留守家庭児童会保育料の特例（池
田小学校）について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

13ページでございます。

議案第28号「令和元年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第28号、令和元年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について、令和元年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に関する報告書の作成について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、市議会に報告書を提出するとともに、市民に公表するためでございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。別冊の令和元年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧ください。

まず、1ページ目は、点検・評価方法についてございまして、点検評価の対象は、「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、計画的に施策・事業の取組を推進するために策定した「寝屋川市教育大綱実施計画」に基づいた主な事業でございます。

次に、3ページ以降は、「重点取組項目1小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）」から、「重点取組項目10学習活動の充実」の点検評価の結果でございます。個別の内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第28号「令和元年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、14ページでございます。

議案第29号「令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）について」を議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第29号、大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）について、大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について決定

するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市教育委員会が各学校の状況を把握し、その改善を図るとともに、各学校が児童の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるためでございます。

それでは、本テストの実施概要について実施要領を基に説明をさせていただきます。資料の15ページの下段から16ページにかけてを御覧ください。

調査対象につきましては小学5年生と小学6年生で、調査内容は、小学5年生は国語・算数・理科・教科横断的な問題・児童アンケート、小学6年生は教科横断的な問題・児童アンケートとなっております。

教科横断的な問題につきましては、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文章や資料から情報を読み取ったり、問いに対しての判断の根拠や理由を明確にし、自身の考えを表現したりする力を問う問題となっております。

また、児童への調査に加えまして、小学5・6年生の学級担任にもアンケートが併せて実施されます。

次に、資料の16ページの下段を御覧ください。

実施日につきましては、令和3年5月27日となっております。この日は新型コロナウイルス感染症による学校への影響も鑑み、約1か月延期となりました、全国学力・学習状況調査と同日となっております。

次に、資料の17ページの下段、テストの結果の取扱いにつきましては、テスト実施後提供資料といたしまして、児童には自身の結果だけでなく、強みや弱み・学習アドバイスなどを記載した個人票が、学校には全国学力・学習状況調査と同様に、分析資料が提供されることとなっております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

この実施要領を見せていただいたところ、やはり寝屋川の教育の柱である「考える力」の確立、それから「寝屋川方式」の確立という取組の進捗状況等をしっかり把握するという意味で、非常に意義のあるものだと思っております。特に、教科横断的な出題があるということなので、正に子供たちに考える力がしっかり身に付いているかどうかを確認する意味で、本当に意義があるものだと思っております。

ただ、このテストの日が全国学力・学習状況調査と重なるということで、出題の自身やアンケートの内容が、重複する部分もあるのではないかと思います。

そこで、どうしてこの2つの意義あるテストを同日にするのかという考えを持たれる方も出てくるのではないかと思います。

ですので、全国学力テストとこの新学力テスト、それぞれの目的を明確にして、寝

屋川教育にどうつなげていくのかという位置付けも明確にすれば良いのではないかと
思いますがいかがでしょうか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

教科横断的な問題につきましては、テストとして初めての取組となっておりますので、
解答状況も踏まえまして、効果的な活用となるようにしっかり学校と連携してま
いりたいと思っております。

また、全国学力・学習状況調査と同日になっております件につきましては、これか
ら府でテスト問題や、アンケートの内容の詳細を検討されると聞いております。また、
時間割の例示等につきましても、学校と連携して対応してまいりたいと考えておりま
す。

以上でございます。

○真野委員

ありがとうございます。その点を踏まえて実施に向けて、よろしくお願ひしたいと
思います。

○高須教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第29号「令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）について」
を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、21ページでございます。

議案第30号「寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命につ
いて」を議題といたします。

はい、谷口次長。

○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました、議案第30号、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員
会委員の委嘱及び任命につきましては、令和2年度末をもって指定管理期間が満了と
なることから、令和3年度からの指定管理者の選定を行うに当たり、寝屋川市立学び
館条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、別紙のものを寝屋川市立学び館指定管
理者選定委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでござ
います。

それでは、議案書の22ページを御覧ください。

寝屋川市立学び館条例施行規則第2条第2項各号に規定されているものの中から委嘱及び任命するものとし、第1号委員として、安井百合子氏。第2号委員として、五十嵐健氏。第3号委員として、笠井敏光氏。第4号委員として、小野隆氏。第5号委員として、山口克也氏を委嘱及び任命するものでございます。

任期につきましては、委嘱及び任命日から学び館の指定管理者が指定された日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第30号「寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

次に、23ページでございます。

議案第31号「寝屋川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を、議題といたします。

はい、倉崎次長。

○倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第31号、寝屋川市文化財保護審議会委員の委嘱について、寝屋川市文化財保護条例施行規則第20条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市文化財保護審議会委員に委嘱いたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を行うためでございます。

24ページを御覧ください。

委員の名簿でございます。委員数につきましては学識経験者5名で、元摂南大学教授の岩間香氏。元大阪大谷大学教授の吉原忠雄氏。大阪電気通信大学教授の矢ヶ崎善太郎氏。甲南大学教授の出口晶子氏。上智大学客員教授の片岡修氏の5名を委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第31号「寝屋川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いいたします。

はい、倉崎次長。

○倉崎文化スポーツ室長（次長待遇）兼課長兼青少年課長

青少年課から御報告いたします。

令和3年1月11日に開催いたします第67回寝屋川市成人式について御説明させていただきます。例年は、市民会館におきまして成人式を開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、3密を避けるため、中学校区での分散開催で実施いたしたいと思っております。

開催日は、令和3年1月11日午前11時から、会場は各市立中学校及び中央小学校の13か所で開催をさせていただきます。

中央小学校につきましては、市に転入して来られた方や私立中学校を卒業された方等のために御用意をさせていただいております。

主催につきましては、寝屋川市及び寝屋川市教育委員会でございまして、来賓につきましては国・府・市議会議員、また校区の小中学校長様にも御案内状をお送りさせていただきます。

運営につきましては主催者代表といたしまして、各会場に1名市長をはじめ、市理事者、教育委員の皆様にご出席いただきたいと思いますと考えております。公私何かとお忙しいこととは存じますが、教育委員の皆様には是非御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今年度の成人式は、会場が13か所になるため、市の各部局に応援を依頼し成人式に従事していただく予定をしています。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

ほかに事務局から報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

寝屋川市立小中学校における携帯電話の取扱いについてでございます。現在小中学校における携帯電話の取扱いにつきましては、「寝屋川スマホ・ネット5か条」に基

づいた対応を行っておりまして、その中に「学校には持っていかない」とありますことから、原則持ち込み禁止という形で対応を行っております。

昨年度大阪府から「携帯電話に関するガイドライン」が策定されたことを受けまして、3月に中学生サミットを開催し、改定に向けた話し合いを行う予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため延期となっております。また、国からも携帯電話の取扱いに関する方針が示される予定でありましたことから、その動向も注視をさせていただいておりますが、このたび文部科学省からの携帯電話の取扱いについての方針が示されましたことを踏まえ、この内容も踏まえ、市の方向性について検討を行いました。

検討に際しましては、8月31日にオンラインによります「中学生サミット」を開催し、中学生からの意見聴取を行いました。

また、校長会や市PTA協議会、青少年指導員会からも意見聴取を行っております。

文部科学省の方針におきましては、原則持ち込みは禁止としておりまして、その方針を寝屋川市においても踏襲いたしますが、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、保護者の責任の下、登下校中の子供に携帯電話を所持させる必要がある場合に限り、「同意確認書」という書面に必要事項を記入していただきまして、保護者から学校に提出をしていただきます。その「同意確認書」の確認事項につきまして、学校と協議を行い、家庭との協力体制の確立を行ってまいりたいと考えております。

つきましては、原則持ち込み禁止という方針は変わりませんので、現在の「寝屋川スマホ・ネット5か条」につきましては、現在と同一とさせていただきますが、学校には持っていかないのところに、「ただしルールを守り同意確認書を提出することで持ち込み可」、という一文を加えさせていただくことといたしまして、申出があった場合は、学校と家庭でルール確認を行ってまいりたいと考えております。

この内容につきましては、また10月1日に校長会で周知を行いまして、運用を開始したいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

ほかに事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会9月定例会を終了させていただきます。